

○ 昭和 57 年度以前に発生した消防作業従事者等の損害補償に係る市町村特別交付金
事業交付要綱

〔平成 9 年 4 月 1 日〕
〔 伺 定 〕

(目的)

第 1 この事業は、昭和 58 年 3 月 31 日以前に発生した事故に係る消防作業従事者等(消防作業従事者、水防従事者及び応急措置従事者をいう。以下同じ。)の損害補償に要する経費の一部を補助することにより、契約締結市町村の財政負担の軽減を図ることを目的とする。

(特別交付金)

第 2 基金は、昭和 58 年 3 月 31 日以前に発生した事故に係る消防作業従事者等に係る損害補償に要する経費として、当該損害補償について非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和 31 年政令第 335 号)の規定の例により算定した額の 2 分の 1 に相当する額を交付するものとする。

(交付の通知)

第 3 基金は、特別交付金の額を年金支給期月に通知し、交付するものとする。

第 4 この事業は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

編注：当該事業については、昭和 63 年 4 月 1 日から当初の要綱に基づき実施されているが、平成 9 年 4 月 1 日、当初の要綱は全部改正され、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和 31 年法律第 107 号)第 28 条第 2 項の規定に基づき、自治大臣(当時)の認可を受けた。